

国都計第56号
令和3年8月2日

国家戦略特別区域会議の構成員である
都府県、指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

国家戦略開発事業と併せて国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を
活用する場合における留意点について（技術的助言）

貴職におかれましては、平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第22条の規定により、国家戦略開発事業を定めた国家戦略特別区域計画（以下「区域計画」という。）について内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該国家戦略開発事業の実施主体に対する都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の許可があったものとみなされることとされています。

今般、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）により国家戦略特別区域工場等新增設促進事業が創設され、工場立地法の規制について、工場新增設に係る緑地面積率等の基準を市町村が条例で緩和することが可能となりました。

これを踏まえ、国家戦略開発事業と併せて国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を活用する場合における法第33条第1項第10号の基準について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、制度運用に当たり留意願います。

なお、各都府県におかれては、貴管内の国家戦略特別区域会議の構成員である市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願い致します。

記

国家戦略特別区域法第22条は法第29条第1項の許可手続のワンストップ処理を趣旨としたものであり、国家戦略開発事業を記載する区域計画の作成に当たっては、法第33条第1項各号の基準（市街化調整区域の場合には法第33条第1項各号及び第34条各号の基準）を考慮することが望ましい。ただし、当該基準に代えて、国家戦略特別区域会議が独自の基準を定めることを妨げるもの

ではない。

法第 33 条第 1 項各号の基準のうち、国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を実施する区域において国家戦略開発事業を活用する場合における法第 33 条第 1 項第 10 号の基準については、同号が緑地帯その他の緩衝帯の配置に関し工場立地に関する準則を上回って求める趣旨ではないことに加え、国家戦略特別区域工場等新增設促進事業の実施に際し生活環境との調和に関する配慮が求められていることから、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下「令」という。）第 28 条の 3 の技術的細目に代えて、国家戦略特別区域工場等新增設促進事業の実施主体である市町村が条例で定める準則によることとして差し支えない。

なお、法第 33 条第 1 項第 10 号の基準について、令第 28 条の 3 の技術的細目に代えて当該準則によることとする場合には、その旨を国家戦略特別区域会議において定めることが望ましい。